十九　この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表の16に規定する精神科作業療法をいう。

二十　この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数別表の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

二十一　この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(13)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(5)に掲げる特定診療費をいう。

二十二　この表において「別表第一」とは、診療報酬の算定方法別表第一をいい、「別表第二」とは、診療報酬の算定方法別表第二をいい、「別表第三」とは、診療報酬の算定方法別表第三をいう。

○農林水産省告示第八百五十四号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

平成二十八年三月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

指定番号	樹木の名称	所在場所	本数（単位　本）	所有者の氏名又は名称及び住所
特定二十七―四	スギ	静岡県浜松市浜北区宮口四千八百三十一番地二	十五	静岡県静岡市葵区追手町九番六号　静岡県
特定二十七―五	スギ	静岡県西部農林事務所育種場	二	国立研究開発法人森林総合研究所茨城県つくば市松の里一番地
特定二十七―六	からまつ	長野県北佐久郡御代田町大字塩野字浅間山三百七十五番地　国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター長野増殖保存園	一	国立研究開発法人森林総合研究所茨城県つくば市松の里一番地
特定二十七―七	カラマツ林育二―七十八	〃	〃	〃
特定二十七―八	カラマツ林育二―八十四	〃	〃	〃
特定二十七―九	カラマツ林育二―八十五	〃	〃	〃
特定二十七―十	カラマツ林育二―八十六	〃	〃	〃
特定二十七―十一	カラマツ林育二―九十二	〃	三	〃
特定二十七―十二	カラマツ林育二―九十八	〃	一	〃
特定二十七―十三	カラマツ林育二―九十九	〃	四	〃
特定二十七―十四	カラマツ林育二―百	〃	〃	〃
特定二十七―十五	カラマツ林育二―百五	〃	三	〃
特定二十七―十六	カラマツ林育二―百六	〃	〃	〃
特定二十七―十七	カラマツ林育二―百七	〃	〃	〃
特定二十七―十八	カラマツ林育二―百八	〃	二	〃
特定二十七―十九	カラマツ林育二―百十一	〃	三	〃
特定二十七―二十	カラマツ林育二―百十五	〃	二	〃
特定二十七―二十一	カラマツ林育二―百二十四	〃	〃	〃
特定二十七―二十二	カラマツ林育二―百二十七	〃	四	〃
特定二十七―二十三	カラマツ林育二―百二十九	〃	三	〃
特定二十七―二十四	カラマツ林育二―百四十一	〃	一	〃
特定二十七―二十五	カラマツ林育二―百四十二	〃	四	〃
特定二十七―二十六	カラマツ林育二―百四十四	〃	一	〃
特定二十七―二十七	カラマツ林育二―百四十六	〃	三	〃
特定二十七―二十八	カラマツ林育二―百五十	〃	一	〃
特定二十七―二十九	スギ東育耐雪二―六十二	すぎ	四	〃
特定二十七―三十	スギ東育耐雪二―七十	〃	〃	山形県東根市神町南二丁目一番一号　国立研究開発法人森林総合研究所東北育種場奥羽増殖保存園
特定二十七―三十一	スギ東育耐雪二―七十二	〃	〃	〃
特定二十七―三十二	スギ東育耐雪二―七十四	〃	〃	〃
特定二十七―三十三	スギ東育耐雪二―七十七	〃	〃	〃
特定二十七―三十四	スギ東育耐雪二―七十九	〃	〃	〃
特定二十七―三十五	スギ東育耐雪二―八十二	〃	〃	〃
特定二十七―三十六	スギ東育耐雪二―八十八	〃	四	〃
特定二十七―三十七	ヒノキ林育二―百一	ひのき	八	〃
特定二十七―三十八	ヒノキ林育二―百三	〃	〃	〃
特定二十七―三十九	ヒノキ林育二―百七	〃	〃	茨城県日立市十王町伊師三千八百九番地一　国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター